

本事業の目的とする民間事業所等の工賃の水準は、経済環境の変化の影響を大きく受けるものであり、その増減が本事業の成果であるのか否かを判断し、翌年度以降の事業の委託契約の内容等に反映するためには、外部環境の分析とともに、各事業所を実施事業やこれまでの取組状況等の別に分類した上で、詳細にその増減要因を分析する必要がある。また、県内の圏域別に達成度合いを評価分析することも重要である。

「長野県工賃向上計画」においては、「計画的な取組を着実に実行するため、毎年度、実績と課題の把握を行い、次年度の取組に生かして」いくこととしており、事業所ごとに工賃向上計画の見直しと戦略シートの作成を依頼し、取りまとめることにより進捗管理を行うとしているが、その際には、より詳細に委託事業の成果を分析し評価することが望ましい。

5. 長野県聴覚障害者情報センター管理運營業務

(1) 事業の概要

① 目的

聴覚障害者用字幕(手話)付録画物の製作及び貸し出し等により、聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために設立した長野県聴覚障害者情報センターの管理運営を指定管理者に委任するもの。

② 事業内容

国庫補助事業であり、事業費の負担は国と県とで2分の1ずつとなっている。事業の詳細は以下のとおりである。

ア. 聴覚障害者情報センターの管理運営

聴覚障害者情報センターの運営及び設備の維持管理を行い、利用者が快適に利用できるよう運営を行う。

イ. 字幕付録画物の製作・貸し出し

自主制作ビデオ等の製作及び放送局ビデオ等への字幕挿入等をしたビデオ等を貸し出し、聴覚障害者への情報提供を行う。

ウ. 福祉関係図書の貸し出し等

聴覚障害者情報センター所蔵の福祉関係図書の貸し出しを行う。

エ. 聴覚障害者相談

聴覚障害者及びその家族を対象として、生活に関係した相談を行う。

③ 根拠法令等

身体障害者福祉法、身体障害者保護費負担金交付要綱

④ 開始時期

平成10年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成23年度委託料(円)	契約方法
(社福)長野県聴覚障害者協会	平成23年4月1日～平成24年3月31日	平成18年4月1日	27,557,000	プロポーザル方式

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	27,557,000	27,596,000	27,557,000

ウ. 業務の実績

(単位:人)

区分	貸出				閲覧者				合計
	聴覚障害者	障害者	健常者	小計	聴覚障害者	障害者	健常者	小計	
H23. 4	7	23	86	116	49	326	560	935	1,051
5	10	22	71	103	50	243	504	797	900
6	18	26	80	124	46	300	633	979	1,103
7	7	28	81	116	53	402	1,029	1,484	1,600
8	18	24	72	114	63	326	784	1,173	1,287
9	13	26	77	116	35	268	630	933	1,049
10	17	25	73	115	65	368	626	1,059	1,174
11	18	14	59	91	57	368	578	1,003	1,094
12	17	23	48	88	24	300	575	899	987
H24. 1	18	26	48	92	53	341	591	985	1,077
2	11	32	60	103	47	322	628	997	1,100
3	22	31	106	159	59	318	782	1,159	1,318
合計	176	300	861	1,337	601	3,882	7,920	12,403	13,740

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 利用実績の減少要因の分析について

平成 21 年度以降の利用者数を見ると、毎年度、ほぼ減少傾向にある。平成 21 年度実績との比較でみると、平成 23 年度においては貸出者数で 16.5%、閲覧者数で 19.8%の減少となっている。

【利用者数の推移】

(単位:人)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増減率(%)
貸出者数	1,602	1,306	1,337	△16.5
閲覧者数	15,470	13,175	12,403	△19.8
合計	17,072	14,481	13,740	△19.5

(注)増減率は、平成 21 年度を基準とした平成 23 年度の増減率

【字幕付ビデオテープ等貸出本数の推移】

(単位:本)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増減率(%)
貸出本数	456	373	347	△23.9
うち郵送貸出	165	135	128	△22.4

(注)増減率は、平成 21 年度を基準とした平成 23 年度の増減率

「指定管理者制度導入施設の管理運営状況(対象年度:平成 23 年度)」によれば、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、外出を控える傾向があり、利用者が減少したとのことであるが、平成 22 年度から減少傾向は継続しており、東日本大震災による減少とは言い切れない。また、字幕付ビデオテープ等の郵送貸出本数も、平成 21 年度より継続的に減少しており減少率は 22.4%にのぼることから、震災により外出を控える傾向が強まったことが利用実績の減少の主要因ではないことが推測される。

県内唯一の聴覚障害者のための情報センターであり、今後、利用実態調査を見直した上で利用実績の減少要因を分析し、より活用度合を高める方策を検討することが望ましい。

6. 長野県信濃学園管理運營業務

(1) 事業の概要

① 目的

県下唯一の知的障害児の入所施設としてセーフティネットの役割を担い、入所利用者の療育及び自立訓練等により地域生活への移行を目指すとともに、在宅の知的障害児の療育を支援することにより地域生活を継続することを目的に、長野県信濃学園の管理運営を指定管理者に委任するもの。

② 事業内容

- ア. 入所利用者の入所支援に関する事
- イ. 短期入所、日中一時支援の受入に関する事
- ウ. 在宅の知的障害児の療育相談に関する事
- エ. 施設及び設備の維持管理に関する事

③ 根拠法令等

児童福祉法、障害者自立支援法、児童福祉施設条例

④ 開始時期

平成 23 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料(円)	契約方法
(社福)長野県 社会福祉事業団	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成23年4月1日	194,276,651	プロポーザル方式

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	-	-	194,276,651

ウ. 業務の実績

定員は 30 名であるが、平成 23 年度においては、改修工事の施工に伴う北寮の閉鎖期間があり、その分、実際の入所利用者数は減少している。

【寮別入所者数】

区分	南寮	旧北寮		こまくさ寮	さつき寮	合計		
		東寮	西寮			契約	措置	計
H23. 4	17				5	15	7	22
5	17				5	15	7	22
6	17				5	15	7	22
7	17				5	15	7	22
8	17				5	15	7	22
9	17				5	15	7	22
10	17				5	15	7	22
11	11	4	4	4	閉鎖	16	7	23
12	10	4	4	4		15	7	22
H24. 1	10	4	4	4		15	7	22
2	11	4	4	4		15	8	23
3	13	5	4	4		17	9	26
合計	174	21	20	20	35	183	87	270

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 指定管理者を非公募とすることの検討について

本件においては、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 ヶ年度にわたる複数年度の指定管理期間が設定されている。これは、複数年度の指定管理期間とすることにより、指定管理者が事業の効率性を発揮することを求めるとともに、知的障害児の入所施設であることから、職員と入所利用者の信頼関係が重要であり、短期間で事業者が変更されることを避けるためである。平成 23 年度に県直営から指定管理者へ運営主体を変更した際に、指定管理者との協定に基づき県職員を継続的に派遣することにより、日常業務や研修等を通じて指定管理者職員の資質向上を図り、利用者サービスの継続性を確保することとしている。このように、本指定管理期間は、指定管理者は独り立ちしておらず、「慣らし運転」期間にあるものと言える。

平成 28 年度以降の次期指定管理期間における指定管理者の選定にあたっては、公募とするか否かは未定であるが、本施設の性質上、非公募とすることに一定の合理性を有するものと言える。今後、公募もしくは非公募とすることのメリット・デメリット等を早期に整理し、非公募とすることの適否を検討することが望ましい。なお、非公募とする際には、指定管理者の適格性をより慎重に評価する枠組みを導入すること等も併せて検討することが望ましい。

【県職員の派遣計画】

(単位:人)

職種	H23	H24	H25	H26	H27
所長	1	1	1	1	1
事務、庁務	1	-	-	-	-
看護師	1	1	1	1	1
児童指導員	16	13	9	8	4
合計	19	15	11	10	6

第4章 健康福祉部 食品・生活衛生課

1. 食品・生活衛生課の業務委託の概要

(1) 食品・生活衛生課の概要

食品・生活衛生課には生活衛生係、食品衛生係及び乳肉・動物衛生係があり、所掌事務は下表のとおりである。

係名	所掌事務
生活衛生係	○生活衛生関係営業施設(興行場、旅館、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所)の衛生確保やビルの衛生管理について指導等
食品衛生係	○食中毒の防止等、食品の安全・衛生確保のための指導・検査
乳肉・動物衛生係	○牛乳・乳製品、食肉、魚介類の安全確保のため指導・検査 ○動物の愛護と正しい飼い方の普及、狂犬病の予防や危険動物の安全管理

(2) 委託業務の概要

平成21年度から23年度における委託業務の概要は、下表のとおりである。

(平成21年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
一般競争入札	システム開発、保守、データ入力等(IT関連)	1	5,087,250
	調査、研究、検査、測定、分析等	1	1,651,608
	一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)	1	10,027,605
随意契約	施設管理(清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等)	1	488,880
	システム開発、保守、データ入力等(IT関連)	1	105,000
	合計	5	17,360,343

(注)10万円未満の業務委託は含まれていない。

(平成22年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
一般競争入札	施設管理(清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等)	1	488,880
	調査、研究、検査、測定、分析等	1	1,627,878
	一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)	2	24,590,475

随意契約	システム開発、保守、データ入力等(IT関連)	1	630,000
	その他	1	535,500
合 計		6	27,872,733

(注)10万円未満の業務委託は含まれていない。

(平成 23 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
一般競争入札	施設管理(清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等)	1	488,880
	調査、研究、検査、測定、分析等	1	1,457,022
	一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)	2	20,359,500
随意契約	システム開発、保守、データ入力等(IT関連)	1	630,000
合 計		5	22,935,402

(3) 監査対象とした委託業務

監査対象とした委託業務は、下記の表の中で網掛けしたものである。

(平成 23 年度)

委託業務名	委託内容	業務区分	契約方法	支出額(円)
食品衛生情報システム(理化学部門)の保守委託	食品衛生情報システム(理化学部門)を保守する業務	システム開発、保守、データ入力等(IT関連)	随意契約	630,000
自主管理体制強化事業食品検査業務	自主管理体制強化事業における食品検査業務	調査、研究、検査、測定、分析等	一般競争入札	1,457,022
食肉衛生検査所庁舎保安警備業務	施設の保安・警備等	施設管理(清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等)	一般競争入札	488,880
犬等収集輸送業務	保護抑留している犬等収集・輸送	一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)	一般競争入札	10,027,500
犬等管理所業務	犬等管理所の業務	一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)	一般競争入札	10,332,000

2. 食肉衛生検査所庁舎保安警備業務

(1) 事業の概要

① 目的

食肉衛生検査所(県内 4 ヶ所:上田、飯田、松本、長野)の勤務時間外における財産の管理、電話の応答等の業務を行うもの。

② 事業内容

機械警備設備については昭和 58 年に導入しており、上田食肉衛生検査所を除く 3 施設においては、過去に 1 度設備の変更がなされている。

所名	状況
上田食肉衛生検査所	昭和 58 年に導入後変更なし
飯田食肉衛生検査所	昭和 58 年に導入後、平成 17 年度に設備を変更
松本食肉衛生検査所	昭和 58 年に導入後、平成 16 年度に設備を変更
長野食肉衛生検査所	昭和 58 年に導入後、平成 15 年度に設備を変更

③ 根拠法令等

なし

④ 開始時期

昭和 58 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度委託料(円)	契約方法
総合警備保障(株)長野支社	平成22年4月1日～平成25年3月31日	昭和58年4月1日	488,880	一般競争入札

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	488,880	488,880	488,880

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 契約対象期間の延長等について

本契約は、一般競争入札により契約相手先を選定した上で、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間を期間とする複数年度契約(長期継続契約)を締結している。当該機械警備設備は、昭和 58 年に導入された総合警備保障機製のものであり、飯田、松本及び長野の各食肉衛生検査所においては、過去 1 度、本体装置の変更がなされているものの、いずれも総合警備保障機製の設備である。

過去においては他社と契約した時期もあったとのことであるが、一般競争入札の結果、総合警備保障機以外の事業者が落札した場合、通常、機械警備設備自体を取り換えることが想定される。しかし、予定価格の積算にあたっては、現有設備を使用することを前提に、設備の取替価額は見込まれておらず、日々の運営コスト分のみを積算したものとなっている。一般競争入札の形態を採っているが、明らかに競争性の無い入札行為である。平成 22 年度の入札時には、落札業者以外に 1 者が応札しているが、応札額は予定価格の 5 倍程度であった。

今後、機械警備設備の耐用年数を前提として複数年度契約の期間を設定するか、もしくは現有設備が利用可能な期間の契約においては、随意契約とする等、事務の効率化を図ることが望ましい。

3. 犬等収集輸送業務、犬等管理所業務

(1) 事業の概要

① 目的

1) 犬等収集輸送業務

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき所有者から引き取った犬及びねこ、狂犬病予防法に基づき抑留した所有者不明の犬を、保健福祉事務所等から収集し、犬等管理所(処分焼却施設)に輸送する業務。

2) 犬等管理所業務

保健福祉事務所等から収集された犬及びねこを致死処分及び焼却処分する業務。

② 事業内容

1) 犬等収集輸送業務

保健福祉事務所等の職員から犬及びねこの引継ぎを受け輸送車両に収容し、各コース終点の犬等管理所において、犬等を犬等管理所職員に引き渡す。引き渡しは、輸送コンテナから犬等管理所抑留室へ、自動追い込み装置により行う。

なお、収集輸送に使用する自動車については、成犬 20 頭を無理なく収容できる大きさのコンテナを搭載することとし、コンテナには犬等管理所抑留室への自動追い込みが可能な設備(自動追い込み装置)を有していることとされている。また、犬等管理所抑留室の受入口位置に併せて接合が可能で、犬等を無理なく抑留室へ誘導できるコンベンショナルリーフト装置等を有することとされている。

収集輸送コースは 4 コースあり、対象保健事務所等は以下のとおりである。

コース名	保健福祉事務所等(収集)	犬等管理所(引き渡し先)
東信コース (年間 46 回、木曜運行)	上田保健福祉事務所 佐久保健福祉事務所	東信犬等管理所
南信コース (年間 46 回、木曜運行)	諏訪保健福祉事務所 飯田保健福祉事務所 木曾保健福祉事務所	南信犬等管理所
中信コース (年間 46 回、水曜運行)	大町保健福祉事務所 松本保健福祉事務所	中信犬等管理所
北信コース (年間 46 回、水曜運行)	長野保健福祉事務所 北信保健福祉事務所 長野市保健所(注)	北信犬等管理所

(注)長野市保健所分は、請負契約による処分

2) 犬等管理所業務

主な業務は以下のとおりである。

- ・保健福祉事務所等から引き継いだ犬及びねこの致死処分及び焼却処分
- ・犬等輸送車から犬等管理所への犬及びねこの引継ぎ
- ・犬等管理所敷地内の清掃及び庁舎管理
- ・災害発生時に収容された犬及びねこの飼養管理

区分	東信犬等管理所	南信犬等管理所	中信犬等管理所	北信犬等管理所
引継ぎ	毎週木曜日 午後	毎週木曜日 午前・午後	毎週水曜日 午後	毎週水曜日 午後
致死処分	毎週木曜日 午後	毎週木曜日 午後	毎週水曜日 午後	毎週水曜日 午後
焼却処分	毎週金曜日 午前	毎週金曜日 午前	毎週木曜日 午前	毎週木曜日 午前
灰出し	殺処分前	殺処分前	殺処分前	殺処分前
庁舎管理その他	毎週木曜日 金曜日	毎週木曜日 金曜日	毎週水曜日 木曜日	毎週水曜日 木曜日

(注)災害発生時等緊急に要請があった場合は上記の限りではない。

③ 根拠法令等

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律

④ 開始時期

ア. 犬等収集輸送業務

昭和 55 年度

イ. 犬等管理所業務

平成 22 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

犬等収集輸送業務

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料(円)	契約方法
日本通運(株) 長野支店	平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	昭和 55 年 10 月 1 日	10,027,500	一般競争入札

犬等管理所業務

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料(円)	契約方法
㈱信防エディ ックス	平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	昭和 22 年 4 月 1 日	10,332,000	一般競争入札

イ. 委託料の推移

犬等収集輸送業務

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	10,027,605	10,100,475	10,027,500

犬等管理所業務

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	-	14,490,000	10,332,000

ウ. 活動実績

犬等管理所への輸送及び焼却処分の状況は以下のとおりである。特に、ねこの繁殖期である春以降に増加する傾向にあり、5月から12月の8ヶ月間で年間の90.7%を占めている。また、子猫が全体の61.8%を占めており、成犬は全体の8.8%である。

輸送頭数及び焼却処分頭数：月別、犬等管理所別

(単位:頭)

区分	東信	南信	中信	北信	合計
H23. 4	8	50	8	0	66
5	119	51	29	17	216
6	62	125	3	43	233
7	103	132	73	30	338
8	68	85	79	19	251
9	63	123	33	37	256
10	54	79	43	23	199
11	35	81	30	14	160
12	30	47	37	13	127
H24. 1	9	11	3	3	26
2	9	20	7	8	44
3	6	18	14	8	46
合計	566	822	359	215	1,962

輸送頭数及び焼却処分頭数：種類別、犬等管理所別

(単位:頭)

区分	東信	南信	中信	北信	合計
成犬	51	62	26	34	173
子犬	1	0	0	2	3
成猫	107	277	139	50	573
子猫	407	483	194	129	1,213
合計	566	822	359	215	1,962

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 繁閑に応じた犬等収集輸送計画の策定について

犬等の輸送頭数は時期による繁閑が激しいにも関わらず、各月の収集回数は各コース3～4回程度と一定している。このため、特に輸送頭数の少ない1～3月には1回当たり収集と数が3頭を切る水準にある。保健福祉事務所等における一時保管スペースや死亡犬ねこ保管用冷蔵庫の容量等の問題から、収集頭数が少なくとも一定の収集回数が必要であるとのことであるが、1回当たり収集頭数の差は最大で10倍以上となる。本委託契約は回数を基準とする単価契約であるため、収集予定回数の増加は委託料の増額に直結する。このため、収集頭数の実績に応じ、より収集頭数の多寡に応じた収集予定回数とする必要がある。

平成 23 年度における月別収集回数、1 回当たり収集頭数

区分	収集回数					収集頭数	1 回当たり 収集頭数
	東信	南信	中信	北信	合計		
H23. 4	3	3	4	3	13	66	5.1
5	3	3	3	3	12	216	18.0
6	5	4	5	5	19	233	12.3
7	4	4	4	4	16	338	21.1
8	3	4	4	4	15	251	16.7
9	5	5	4	4	18	256	14.2
10	4	4	4	4	16	199	12.4
11	3	2	4	4	13	160	12.3
12	4	4	3	3	14	127	9.1
H24. 1	3	4	3	3	13	26	2.0
2	3	4	4	5	16	44	2.8
3	5	5	4	2	16	46	2.9
合計	45	46	46	44	181	1,962	10.8

なお、平成 24 年度の契約においては、処分頭数が最も少なかった北信犬等管理所を廃止し、さらに犬等収集輸送コースについても北信コースと中信コースを統合するとともに、各コースの年間収集予定回数を年間 36 回に減少させている。これにより年間の収集予定回数は 108 回となり、平成 23 年度の収集頭数を仮定した場合、年間の 1 回当たり収集頭数は 18.2 頭と 70.0% 増加するとともに、収集頭数の少ない 2～3 月の収集予定回数を減少させており、この点は評価できる。ただし、それでも最も少ない 1 回当たり収集頭数は 4 頭程度(1 月)に留まることが想定される。保健福祉事務所等における一時保管スペース等の関係上、2 週間に 1 回は収集する必要があるとのことであるが、収集頭数自体が減少傾向にあることから、今後も、一時保管スペースの確保等も併せて、より効率的な収集回数とするよう継続的に見直しを行う必要がある。

平成 24 年度における月別収集回数、1 回当たり収集頭数（想定）

区分	収集回数				収集頭数	1 回当たり 収集頭数
	東信	南信	北中信	合計		
H24. 4	2	3	4	9	66	7.3
5	4	4	4	12	216	18.0
6	3	3	4	10	233	23.3
7	3	4	4	11	338	30.7
8	4	5	3	12	251	20.9
9	3	4	3	10	256	25.6
10	3	3	4	10	199	19.9
11	4	3	2	9	160	17.8
12	2	2	2	6	127	21.2
H25. 1	3	1	2	6	26	4.3
2	3	2	2	7	44	6.3
3	2	2	2	6	46	7.7
合計	36	36	36	108	1,962	18.2

(注) 1 回当たり収集頭数は、平成 23 年度の実績収集頭数を仮定した
想定値である。

1 回当たり収集頭数の月次推移



(注) H24 の数値は想定値

【意見②】 犬等収集輸送業務の競争促進策について

現在、犬等収集輸送業務は毎年度一般競争入札を行っているが、その際、収集輸送に使用する自動車は、以下の特別な仕様の車両を受託業者が準備することとされている。

【収集輸送に使用する自動車】

- ・成犬 20 頭を無理なく収容できる大きさのコンテナを搭載していること。
- ・コンテナは、犬等管理所抑留室への自動追い込みが可能な設備(自動追い込み装置)を有していること。
- ・犬等管理所抑留室の受入口位置に併せて接合が可能で、犬等を無理なく抑留室へ誘導できるコンベンショナルリフト装置等を有すること。

(犬等収集輸送業務委託仕様書より抜粋)

このように収集輸送に使用する車両が仕様書に定められているため、応札業者は、入札に際して、特別仕様の車両を所有もしくは契約開始前までに準備できる状態にある必要がある。特に、車両の運転操作への習熟期間等を考えると、入札行為から契約開始まで 20 日程度であるため、応札時には当該車両を購入していることが実質的に求められているものと言える。長野県によれば、類似の車両を新規に購入するためには 9 百万円程度が必要とのことであるが、その車両購入費用が実質的に応札条件となり、応札をためらわせている虞れがある。このため、このような特別仕様の車両の必要性を再度検討するとともに、例えば、愛媛県のように(愛媛県動物愛護センター回収・管理業務委託契約)、県が車両を購入した上で受託業者へ貸与する方式を採ること等により、実質的な応札条件を緩和し競争性を促進する方策を検討することが望ましい。

第5章 商工労働部 産業政策課

1. 産業政策課の業務委託の概要

(1) 産業政策課の概要

産業政策課には総務係と企画経理係があり、所掌事務は下表のとおりである。

係	所掌事務
総務係	○商工労働部の人事その他庶務に関すること。 ○中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工会議所、商工会 その他商工団体に関すること。 ○商工労働部内の他課の所管に属さないこと。
企画経理係	○商工労働施策の調査、企画及び調整に関すること。 ○予算の編成及び執行に関すること。 ○景気動向調査に関すること。 ○貿易、海外駐在員に関すること。 ○中小企業振興審議会の庶務に関すること。

産業政策課は、商工労働部全体のまとめ、総務、企画的な課であるため、従来、外部委託の実績は少ない。平成21年度から平成23年度の委託業務の概要は下表のとおりであるが、平成24年度の委託業務はない。

(2) 委託業務の概要

平成21年度から23年度の委託業務の概要は下表のとおりである。

(平成21年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
一般競争入札	調査、研究、検査、測定、分析等	1	2,496,900
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	3	36,091,636
	合計	4	38,588,536

(平成 22 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	2	60,690,012
	合 計	2	60,690,012

(平成 23 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	2	76,507,863
	合 計	2	76,507,863

(3) 監査対象とした委託業務

平成 23 年度の委託業務は下表の 2 件であったため、両方とも監査対象とした。

委託業務名	委託内容	業務分類	契約方法	支出額 (円)
地域資源活用・農商工等連携メイクアップ事業	地域資源・農商工等連携推進員 13 名の設置及び販路開拓支援事業の実施	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	44,302,865
アジア圏市場展開戦略ビルドアップ支援事業	展開戦略支援員 (5 名) の配置及び海外展示商談会への出展支援 (6 回)	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	32,204,998

2. 地域資源活用・農商工等連携メイクアップ事業

(1) 事業の概要

① 目的

地域資源の活用や農商工連携による新たな事業活動に取り組む事業者の掘り起こしや支援を行うことにより、県内事業者の新事業展開を推進し、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

② 事業内容

県内各地域に地域資源・農商工等連携推進員 13 名を配置し、開発した製品の販路開拓のための展示商談会の出展を支援する。

本事業は平成 23 年度で終了したが、「県内事業者の新事業展開を推進し、地域産業の活性化を図る」をテーマとするプログラムは、平成 24 年度以降も継続して行っている。

平成 21 年度から 23 年度の 3 年間に推進員が企業・農家を延べ 13,013 件訪問し、商品の掘り起こしやマッチング国や県の支援策の紹介や販路開拓支援を行った。本事業を通じた資金支援や販路開拓支援実績は、次ページの図のとおりである。

平成 24 年度以降は、平成 23 年度までに発掘した商品のうち有望な 27 事例について、産業として育成するため、それぞれの関係機関と連携して、集中的支援を行っているところである。例えば、長野県産の花を活用したブレンドビネガー開発や、巨峰を使ったスパークリングワインの開発、規格外の地元野菜(ヤーコン)を用いた機能性甘味料の開発など、地元の特産品を製品開発に活かしたビジネス支援を行っている。

③ 根拠法令等

なし

④ 開始時期

平成 21 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度委託料 (円)	契約方法
(財)長野県中小企業振興センター	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	平成 21 年 7 月 8 日	44,302,865	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	26,606,576	46,892,889	44,302,865

(注) 本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を 100%活用して実施している。

(事業評価)

事務事業評価の評価は、「b(期待どおり)」であった。

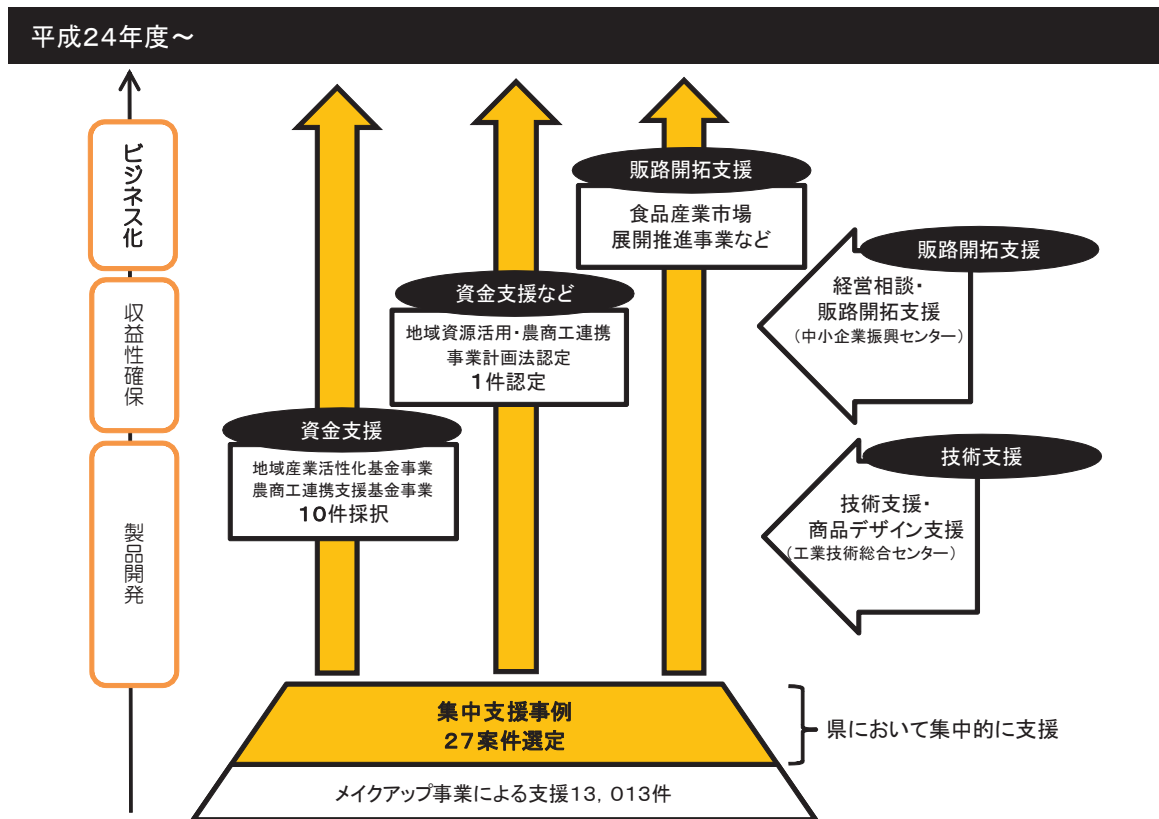
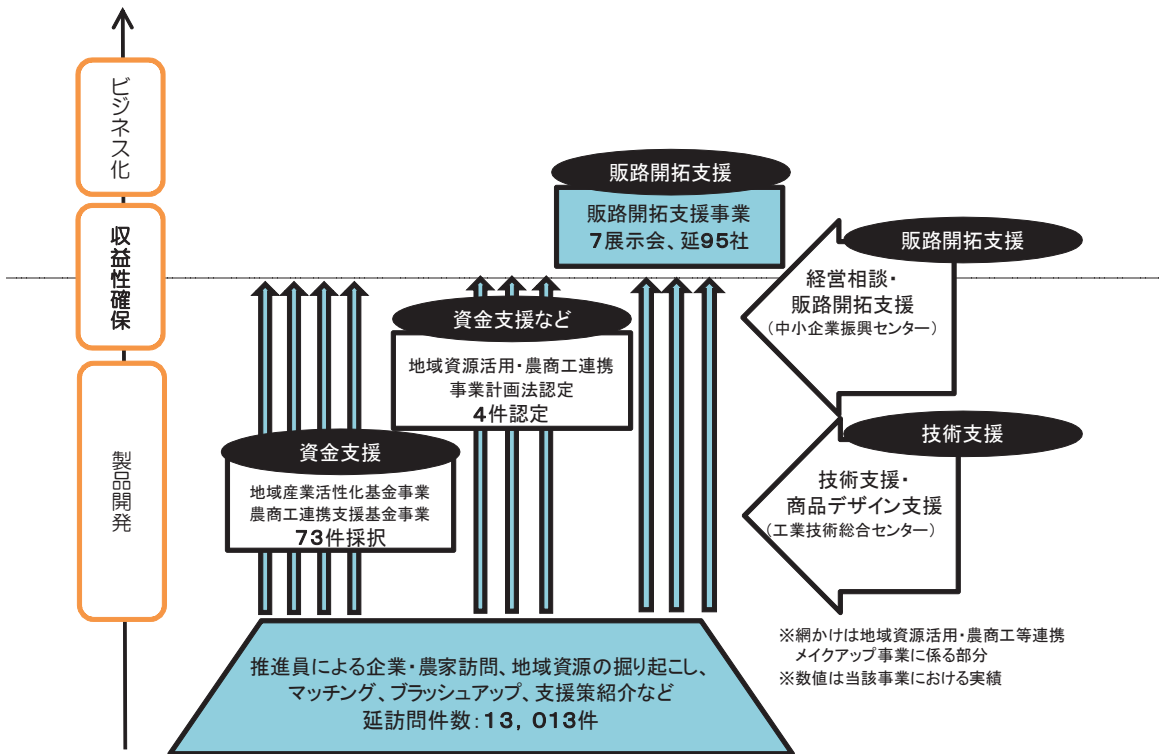
本事業の目標は、事業者への訪問(4,320 件)、商談件数(725 件)である。実績はそれぞれ 4,088 件、887 件で、訪問件数は目標を達成していないが、商談件数は目標を達成している。県では、事業者への訪問件数と商談件数の他にも、県外展示商談会への出展回数や、国や県における助成事業への申請支援件数、訪問以外で相談を受けた回数なども、本事業の成果として把握していた。

県では、この 3 年間で商品の掘り起こしやマッチング、販路開拓、技術支援、試作品製作支援等が行え、本事業の初期の目的は遂行されたと判断し、本事業を平成 23 年度に終了した。平成 24 年度以降は、発掘した商品のうち有望な事例を選定し、産業として育成するため、それぞれの関係機関と連携して、集中的支援を行っているところである。

(基金)

ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業である。本事業で 13 名の地域資源・農工商等連携推進員を雇用した。本事業で新規雇用した従業員は、事業終了後は委託先で雇用されたり、ネットワークを活かし、関連のある機関で雇用されたり、地域資源の活用による地域活性化に貢献する活動を行ったりしている。

地域資源活用・農商工等連携メイクアップ事業及び関連施策についての説明図



(出所)長野県商工労働部産業政策課

(2) 監査の結果と意見

【意見①】雇用の継続性について

本事業は平成 23 年度で終了となった。ふるさと雇用再生特別基金の対象となる「地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業」であったといえるかどうか、課題である。

県では、雇用及び事業の継続性については、本事業の推進員が委託先において事業終了後も継続して雇用されることだけでなく、「推進員が基金事業で身に付けた経験を活かして委託先以外の企業等で引き続き雇用されること」あるいは「本事業の成果として新たな雇用が創出・拡大されること」を含むと考えている。

県によると、事業終了後、委託先に再雇用された推進員もいれば、本事業に従事することで得たネットワークやノウハウを活かし、新たな職についている推進員もいるとのことである。また、地域資源活用・農商工連携の促進により、中小企業と農家等のマッチングや商品の販路開拓、技術開発が図られ、雇用の創出・拡大につながっている。

本事業の事業終了後の雇用創出効果について、県より上記のように「雇用の創出・拡大につながっている」とのコメントを得ることができたが、県全体として正式に、事業終了後の雇用創出効果についての調査や評価は行っていない。事業終了後も雇用機会が継続されたか、雇用が創出されたかについて、県として正式に調査を行い、ミクロ的・マクロ的な分析を行って、今後の事業実施に役立てることも必要と考える。

3. アジア圏市場展開戦略ビルドアップ支援事業

(1) 事業の概要

① 目的

県内中小企業の海外販路開拓支援を通じ、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

② 事業内容

産学連携等により培われた高い技術力を有する県内企業のアジア圏市場の開拓を支援し、県内経済の活性化を図る。

③ 根拠法令等

なし

④ 開始時期

平成 22 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

産業政策課では、平成 22 年度、23 年度において、県内企業のアジア圏市場の開拓をテーマに、一連の事業を行ってきた。ただし、緊急雇用創出基金を活用しているため、これら一連の事業は、いずれも新規事業という扱いである。

平成 24 年度は経営支援課にて緊急雇用創出基金を活用し、本事業を更に発展させた「中小企業国際展開支援事業」を行う。概要及び委託先は下表のとおりである。

契約相手先	契約期間	委託開始時期	委託料 (円)	契約方法
(財)長野県テクノ財団	平成22年7月6日～ 平成23年3月31日	平成22年7月6日	13,797,123	随意契約
(財)長野県テクノ財団	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成23年4月1日	32,204,998	随意契約
(公財)長野県中小企業振興センター	平成24年4月1日～	平成24年4月1日	72,855,868	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	13,797,123	32,204,998

(注)本事業は、緊急雇用創出基金を 100%活用して実施している。

ウ. 活動実績

(事業評価)

事務事業評価の評価は、「b(期待どおり)」であった。

本事業の目標は、アジア圏での展示商談会への出展目標 5 回であった。実績は目標を上回る 6 回であった。

(基金)

緊急雇用創出基金を活用した事業である。本事業で 5 名新規雇用した。

(再委託)

県内企業の中国や東南アジア等への進出をサポートする事業だが、中国進出については、(財)長野県中小企業振興センターに再委託している。中国進出は競争が激化しているので、中国市場におけるマーケティングリサーチ、展示会出展実績等の経験を多数有する(財)長野県中小企業振興センターに再委託した方が、効果的に支援を行えるためである。(財)長野県中小企業振興センターへの再委託額は 12,038,797 円で、決算額の 37.4%である。

本事業を中国進出とその他に分けて契約しなかったのは、技術支援と中堅規模の企業支援にノウハウがある(財)長野県テクノ財団を窓口として、アジア圏市場進出の情報を集約しなかったからとのことである。

再委託の状況は次のとおりである。

再委託の状況

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
契約者	(財)長野県テクノ財団	(財)長野県テクノ財団	(公財)長野県中小企業振興センター
再委託先	なし	(財)長野県中小企業振興センター	(公財)長野県テクノ財団
委託料(23年度は決算額、24年度は契約額)	13,797,123 円	32,204,998 円	72,855,868 円
再委託契約金額(同上)		12,038,797 円	26,938,786 円

(注)長野県テクノ財団、長野県中小企業振興センターとも、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行

(2) 監査の結果と意見

【意見①】雇用の継続性の検証について

本事業は緊急雇用創出基金を活用した事業で、平成 23 年度で終了となっている。

平成 22 年度から県内企業の海外進出支援をテーマとして、毎年その内容を発展させながら事業を行っており、平成 24 年度も同じテーマの事業を経営支援課で継続して行っている。ただし、いずれも緊急雇用創出基金を財源としているため、個々の事業期間は 1 年である。

新規事業として新たに従業員を雇用する点は、緊急雇用創出基金の趣旨に則している。しかし、事業の継続性という観点からは、同じテーマで年々発展している事業でありながら、毎年新たな支援員を雇用して事業を効率的にスタートさせることができるかどうか、また、支援員のノウハウをどう蓄積させていくのかという点が課題である。

この点について、県としては、支援員は毎年変更しているものの、事業実施団体の(財)長野県テクノ財団の正規職員は継続して事業に関与しているほか、平成 22 年度及び 23 年度の新規雇用従業員は、各事業終了後、(財)長野県テクノ財団のスタッフとして雇用している等、事業遂行の過程で携わった各種ノウハウを内部において共有する体制が整っているとしており、一定の評価ができる。

他方、県全体として、正式に、事業終了後の雇用継続についての調査や評価は行っていない(一部所管課が実施している場合もある)。事業終了後も雇用機会が継続されたか、その後の調査を行って確認することにより、基金事業の成果を検討する必要があると考える。

【意見②】 事業の有効性の評価について

同じテーマで年々発展している、1 つの継続したプログラムとしての性格をもつ事業でありながら、それぞれ別個の事業として扱われている。事業の有効性を評価する際に、事業の連続性が判りづらいという点が課題である。

県は、事業の連続性については、公表資料や年度末の事業成果発表会において説明、周知を図っている他、各年度における事業名称も事業の発展性を考慮し、決定している。確かに、事業名は平成 22 年度の「アジア圏市場進出スタートアップ支援事業」、平成 23 年度の「アジア圏市場展開戦略ビルドアップ支援事業」へと事業のつながりと発展が推測される名称となっている。プログラム全体の評価については、既に長野県中期総合計画に基づき、政策評価課において中期総合計画主要施策等評価を行っているところである。

本事業のように、一つのテーマにそって事業を発展させていく場合は単年度の事業とするのではなく、テーマに基づいて事業を展開できるように継続事業とした方が、効率的かつ有効的に事業を行えると考える。

第6章 商工労働部 経営支援課

1. 経営支援課の業務委託の概要

(1) 経営支援課の概要

経営支援課には経営支援係と金融支援係があり、所掌事務は下表のとおりである。

係	所掌事務
経営支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業の経営支援に関すること。 ○下請中小企業の振興に関すること。 ○産学官連携の推進に関すること。 ○創業及び新産業の創出支援に関すること。 ○商業の振興に関すること。 ○流通近代化に関すること。
金融支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業の金融対策に関すること。 ○中小企業に対する融資の総合調整及び資金の融資あっせんに関すること。 ○貸金業に関すること。 ○中小企業の設備等に係る資金の助成に関すること。 ○信用保証協会に関すること。

(2) 委託業務の概要

平成21年度から23年度の委託業務の概要は下表のとおりである。

(平成21年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	3	10,259,032
	一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)	1	2,917,950
プロポーザル方式	施設の指定管理、施設の管理運営	1	6,320,265
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	1	73,498,950
	合計	6	92,996,197

(平成 22 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額 (円)
一般競争入札	調査、研究、検査、測定、分析等	1	6,436,500
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	8	72,612,354
	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	1	2,467,500
プロポーザル方式	施設指定管理、施設の管理運営	1	3,516,450
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	1	20,923,880
合 計		12	105,956,684

(平成 23 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額 (円)
一般競争入札	調査、研究、検査、測定、分析等	3	4,777,500
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	12	88,505,606
	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	1	2,782,500
プロポーザル方式	イベント、研修会、講習会、相談業務等	2	25,073,115
	その他	1	3,000,000
合 計		19	124,138,721

(3) 監査対象とした委託業務

監査対象とした委託業務は下記の表の中で網掛けしたものである。

(平成 23 年度)

委託業務名	委託内容	業務分類	契約方法	支出額 (円)
商店街元気印サポーター設置業務	商店街活性化に向けた取組や商店街組織の体質強化を支援するためのサポーターの設置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	14,117,460
街なか創業塾設置モデル事業	街なか運営員を雇用し、創業支援	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	23,703,815

商店街実態調査	商店街に対するアンケート調査及び結果集計・分析並びに報告書の作成	調査、研究、検査、測定、分析等	一般競争入札	2,131,500
景気動向調査(製造業以外)	小売業者等へのアンケート調査及び結果集計・分析並びに報告書の作成	調査、研究、検査、測定、分析等	一般競争入札	1,932,000
商店街等立地情報調査	商店街等の空き店舗情報の調査及び報告書の作成	調査、研究、検査、測定、分析等	一般競争入札	714,000
高齢買物弱者支援モデル事業	高齢買物弱者の買物環境改善のために行う支援事業の企画運営	その他	プロポーザル方式	3,000,000
関西地域発注開拓推進事業	発注開拓推進員を関西地域(大阪事務所)に配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	4,915,666
中京地域発注開拓推進事業	発注開拓推進員を中京地域(名古屋事務所)に配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	3,172,118
販路開拓推進事業	販路開拓推進員等を佐久、下伊那に配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	7,751,635
提案営業推進事業	提案営業アドバイザーを長野(本所)に配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	4,591,082
成長産業分野展開推進事業	成長産業展開推進員を首都圏(東京事務所)に配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	2,403,732
首都圏販路開拓推進事業	首都圏販路開拓推進員を首都圏(東京事務所)に配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	2,446,584
中小企業総合相談推進事業	広域総合相談推進員を上小、上伊那、松本に配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	8,632,380
中小企業総合相談緊急推進事業	総合相談推進員等を木曾、北安曇、北信等に配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	8,547,476
長野県経営品質向上促進事業	推進員及び補助員を設置し、経営品質向上活動を支援	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	12,658,900
IT活用海外市場開拓事業	海外ネット取引推進員を設置し、ITを活用した海外市場開拓を支援	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	1,369,300

インターネット活用型販売促進支援事業	アドバイザー等の設置、各種セミナー等の開催、紹介サイトの運営	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	15,292,818
中小企業高度化資金貸付金に係る債権回収業務	債務者等に対する回収交渉等	一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	2,782,500
情報発信力緊急整備事業	嘱託員を長野(本所)に配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	3,975,755

2. 商店街元気印サポーター設置業務

(1) 事業の概要

① 目的

商店街組織等に対して活性化に向けた自主的・主体的な取り組みを促すとともに、「地域商店街活性化法」の成立を踏まえ、法人化を推進することを目的とする。

② 事業内容

商店街元気印サポーターを県内 4 地区(東信地区、南信地区、中信地区、北信地区)に配置し、商店街組織等が取り組む活性化策への支援や任意商店街組織の法人化に等に関する指導・助言を実施。

③ 根拠法令等

なし

④ 開始時期

平成 22 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
長野県中小企業団体中央会	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成22年4月21日	14,117,460	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	13,672,050	14,117,460

(注)本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を 100%活用して実施している。

ウ. 活動実績

(事業評価)

「平成 24 年度事務事業評価一覧表」にて、本事業の評価が公表されている。事業の実績として商店街元気印サポーター巡回による助言・指導の実施商店街数、専門家派遣事業の回数、商店街実態調査の実施、商店街活性化に資するイベントの開催回数を把握していた。

(基金)

ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業である。

4名を新規雇用したが事業終了により商店街元気印サポーターの雇用は打ち切れ、継続雇用はなされなかった。(契約では雇用すべき商店街元気印サポーターは4名であるが、1名に変更があったため、延べ雇用人数は5名。)

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 基金の評価について

本事業は平成23年度で終了となり、雇用機会の創出に貢献したものの、事業終了後の継続雇用には結び付かなかった。県においても、調査を実施しているが、ふるさと雇用再生特別基金事業で創出された雇用のどの位の割合が、事業終了後も雇用機会が継続されたかについて分析を行い、今後の事業実施に役立てることも必要と考える。

3. 街なか創業塾設置モデル事業

(1) 事業の概要

① 目的

商業に関心を有する人材を商店街に呼び込み、商業・サービス業等の基本研修や実地訓練を行う「街なか創業塾」を開設し、空き店舗を有効活用した、商店街の後継者育成のための事業を実施することにより、街なかの賑わい再生に資することを目的とする。

② 事業内容

「街なか創業塾」により商店街活性化を目指す地区を公募し、以下の事業をモデル的に実施する。

- ・空き店舗等を活用し、「街なか創業塾」を設置
- ・商業に意欲を有する者を「街なか運営員」として雇用し、「街なか創業塾」に配置
- ・街なか運営員の経営力向上を図るため、専門家、地元商工会等の経営指導員、商店主等による基礎研修や実施訓練を実施
- ・まちなか運営員を中心に商店街活性化に資する事業の企画運営等を実施

③ 根拠法令等

なし

④ 開始時期

平成 22 年度

⑤ 契約方法

プロポーサル方式により委託先を選定し、随意契約により契約を締結した。プロポーサル方式による随意契約とした理由は、「商店街が抱える課題を的確に把握したうえで、その課題に応じた優れた企画力と業務遂行能力を兼ね備えた組織を選定する必要があるため」としている。

6 者が参加し、評価が上位の2者を選定した。

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度委託料 (円)	契約方法
・岩村田元町小店街振興組合 ・NPO 法人いいだ応援ネットイデア	平成23年5月9日～ 平成24年3月31日	平成22年5月19日	23,703,815	プロポーザル方式

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	20,923,880	23,703,815

(注)本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を 100%活用して実施している。

ウ. 活動実績

(事業評価)

「平成 24 年度事務事業評価一覧表」にて、本事業の評価が公表されている。

事業の実績として、事業終了後の街なか運営員の創業状況や賑わい創出のために実施した事業の実績などを把握している。

(基金)

ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業ではある。受託団体がそれぞれ 3 名、合計 6 名新規雇用した。

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 人件費について

基金事業には委託費の 50%以上を人件費に充てるという努力目標がある。

本事業の場合、人件費率は 50%を超えているが、その事務処理に問題があると考ええる。

事実関係は以下のとおりである。

岩村田本町商店街組合は、4月から3人雇用したが、そのうち、1人が11月に退塾した。退塾後、募集をかけたが、採用できなかったため、1名退塾後は2名雇用のまま事業を遂行した。残った2名について、休日手当、時間外手当を、7月～1月分まとめて1月分の基本給に加算して支払い、2月、3月については毎月の給与支給額に加算して支払った休日手当、時間外手当を支給している。退塾者については、7月～10月分の休日手当、時間外手当を3月に一括して支払った。

本人に支払われた金額は、県において確認されている。また、勤務時間については、完了検査の際、「管理勤務時間の管理表」により確認しており、管理表で勤務時間及び支払う残業代を確認している。監査の実施時には、タイムカード等の時間管理の書類は県に保管されていなかったが、後日追加資料により、勤務実態を確認したものである。

このように本事業は、やむなく適当な人材がなく、計画よりも少ない人員で対応したものである。しかしながら、1名退職したのは11月であるが、他方、時間外手当等は7

月から遡って支給したことには、不自然さが残る。通常であれば、時間外手当等は発生した月の翌月には支払うべきである。基金事業では、委託費の 50%以上を人件費に充てるという努力目標があるが、それを形式的に達成するために調整したのではないかという疑問を抱かれないためには、県としてどのような指導監督を行ったのか、明確な記録を残しておくことが望まれる。

【意見②】 ふるさと雇用再生特別基金事業における雇用の継続性の検証

本事業は平成 23 年度で終了となり、雇用機会の創出に貢献したものの、事業終了後の継続雇用には結び付かなかった。県においても、調査を実施しているが、ふるさと雇用再生特別基金事業で創出された雇用のどの位の割合が、事業終了後も雇用機会が継続されたかについて分析を行い、今後の事業実施に役立てることも必要と考える。

4. 商店街実態調査

(1) 事業の概要と意見

① 目的

中心市街地の衰退や郊外への大型店の進出等、商店街を取り巻く環境が大きく変化する中、県内の商店街が直面している現状や問題点を把握するため、商店街に関する実態調査を行い、県内商店街の今後の展望を探り、本県の商業振興施策の基礎資料とすることを目的とする。

② 事業内容

商店街や市町村等に対するアンケート調査及び面談調査の実施と集計・分析並びに報告書の作成。

調査の種類及び調査対象、調査内容は次のとおりである。

【調査の種類及び調査対象】

調査の種類		調査対象
①	商店街アンケート調査	県内に所在する、10店舗以上の会員により組織され、かつ共同事業を実施している全ての商店街（任意団体を含む。）
②	商店街訪問調査	①の調査で、景況について「繁栄」と回答した商店街並びに共同事業を活発に実施している商店街及び特徴のある共同事業を実施している商店街
③	個別商店訪問調査	②の対象商店街で業を営む店舗のうち、「繁盛店（特徴的な売り方をしている店を含む。）」と回答があった店舗
④	消費者面談調査	②の対象商店街への来街者
⑤	市町村アンケート調査	県内全市町村（ただし、栄村は震災のため調査対象外。）

【調査方法】

調査の種類		調査方法
①	商店街アンケート調査	地元商工団体の協力を得て調査票を配布・回収（調査対象の基準を満たす商店街についてその回答結果を集計）
②	商店街訪問調査	商店街の代表者等に対する訪問による面談調査
③	個別商店訪問調査	個別商店の経営者に対する訪問による面談調査
④	消費者面談調査	商店街における面談調査
⑤	市町村アンケート調査	商業振興等担当課に対し、調査票を配布・回収

③ 根拠法令等

商店街実態調査実施要領

④ 開始時期

平成 23 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
㈱環境計画	平成23年4月21日～ 平成24年2月29日	平成23年4月21日	2,131,500	一般競争入札

(注)本事業は、緊急雇用創出基金を 100%活用して実施している。

イ. 活動実績

(事業評価)

「平成 24 年度事務事業評価一覧表」にて、本事業の評価が公表されている。本調査の報告書は、市町村及び関係団体に配布(300 部)した。また、調査結果は長野県のホームページで公開されている。

(基金)

緊急雇用創出基金を活用し、3 名雇用した。新たに雇用した従業員の他、従来から雇用している従業員 3 名も従事するため、本事業に従事する労働者は 6 人である。

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 収支実績報告について

収支実績報告における経費内訳書は、事業収支の実績を表すものであるが、本事業経費の実績は、新規雇用者の人件費は契約時の予定額を上回っているが、経費総額は契約額と一致している。県によれば、経費内訳書の確認は人件費の額が基金要件を満たしているかを主な着眼点としており、全ての収支内容が事業者の会計帳簿と一致しているかの検討は対象となっていない。

委託契約書上、収支実績の報告を契約要件としている場合とそうでない場合があるが、本事業においては提出を要件としている。県としても、経費の総額を把握し、今後の積算の参考とするなど、収支報告書の意義を検討する必要がある。

5. 販路開拓推進事業

(1) 事業の概要

① 目的

主に東信地域、南信地域における消費財の販路拡大を推進することを目的とする。

② 事業内容

県内で消費財を製造・販売している企業のマーケティングに関する相談に対応するとともに、特に商品化及び販路開拓等に特化した支援及び企業訪問を行うため、販路開拓を行う販路開拓推進員を佐久地域と下伊那地域に設置するとともに、補助員を長野地域(財団法人長野県中小企業振興センター内)に設置する。

③ 根拠法令等

長野県産業振興戦略プラン(H19～H23)、販路開拓推進事業実施要領

④ 開始時期

平成 21 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
財長野県中小企業振興センター	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成21年7月6日	7,751,635	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	5,372,882	8,031,070	7,751,635

(注)本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を 100%活用して実施している。

ウ. 活動実績

(事業評価)

本事業単独での事務事業評価はなされていないが、事務事業評価にて「マーケティング支援センター事業」として、他の事業とともにまとめて事業評価を行っている。事務事業評価の評価は「b(期待どおり)」であった。平成 24 年度は、本事業の他、同じ目的の事業 8 事業のうち、6 事業をまとめて財長野県中小企業振興センターで事業を

継続している。

(基金)

ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業である。本事業で3名新規雇用した。

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 事業の評価について

本事業単独での評価ではなく、他の事業とまとめた評価であるため、各事業の成果や実績が判りづらく、事業評価と個々の事業の成果の関係が判りづらい。

「マーケティング支援センター事業」としてまとめて評価しているのは、事業の実施が長野県産業振興戦略プラン(H19～H23)で根拠づけられており、他の事業とともに1つのプログラムとして機能しているためと考えられる。上位のプログラムの中の1つの事業という位置づけの場合、プログラム全体の事業評価を行うことは有用である。その際、個々の事業のプログラムにおける位置づけを明らかにして個別事業の評価を行った上で、プログラム全体の評価を行うと、事業の有用性、有効性の評価が行いやすいと考える。

6. 長野県経営品質向上促進事業

(1) 事業の概要

① 目的

顧客視点を大切にし、社会から支持される企業を作り発展し続けることができるよう、県内企業の経営品質の向上を促進することを目的とする。

② 事業内容

経営品質向上活動について専門知識を有する経営品質事業推進員及び補助職員を雇用し、顧客視点を重視した経営の仕組みに取り組む中小企業の育成を行うとともに、県内企業の経営品質向上を図るために必要とする普及事業などを実施する。

「日本経営品質賞」の地方版は全国で30以上あり、長野県内でも平成22年10月に民間企業・団体において、賞を運営する長野県経営品質協議会が設立された。「長野県版賞」の創設は「長野県産業振興戦略プラン(H19～H23)」に位置付けられており、県は制度創設のスタートアップ期を支援するため、当事業を実施した。

本事業では、長野県経営品質賞の事前審査ができるセルフアセッサー資格者等を雇用し、経営革新の普及及び人材育成セミナー等を実施するなど、経営品質向上に取り組む中小企業の掘り起こしや支援・育成を行った。

本事業は、長野県経営品質賞が企業の自発的取り組みの動機づけとなること、受賞への取り組みを通じて企業の経営の高度化が図られること、長野県経営品質賞の認定企業に対する外部からの信頼性が向上すること等を期待し実施された。

③ 根拠法令等

長野県産業振興戦略プラン(H19～H23)

長野県経営品質向上促進事業実施要領

④ 開始時期

平成22年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成23年度委託料(円)	契約方法
(一社)長野県経営支援機構	平成23年4月1日～平成24年3月31日	平成22年4月12日	12,658,900	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	11,703,534	12,658,900

(注)本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を 100%活用して実施している。

ウ. 活動実績

(事業評価)

「平成 24 年度事務事業評価一覧表」にて、本事業の評価が公表されている。

事業の成果は「長野県経営品質賞」の受賞であるが、平成 22 年度は応募者数、受賞者数ともに 1 社である。平成 23 年度は、応募者数、受賞者数ともに 2 社である。

また、推進員が中心となり、県内自治体及び産業支援機関との連携のほか、県地方事務所、財団法人長野県テクノ財団、長野県団体中央会等が運営する地域の経営品質研究会と密接に連携して、経営品質の向上に関する相談対応、セミナーの開催、ベンチマーキングの実施等を行っている。これにより、県内中小企業における経営品質の取り組み強化につながったほか、新たに取組む企業の掘り起こしにつながっている。

(基金)

ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業である。4 名新規雇用した。

本事業終了後も(一社)長野県経営支援機構が推進員を謝金等で継続雇用するとともに、引き続き、県、地域の経営品質研究会、産業支援機関等と連携を図りながら、県内中小企業に対する経営品質向上の取組支援を継続している。

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 事業の効果について

「日本経営品質賞」の地方版は全国で 30 以上あり、県でも「長野県経営品質賞」の設立が待ち望まれていた。しかし、平成 22 年度は応募者数、受賞者数ともに 1 社、平成 23 年度は応募者数、受賞者数ともに 2 社である。受賞する可能性の高い企業が応募してくるため、応募者数が少ないとのことであるが、今後一層の制度の活用が望まれる。

7. インターネット活用型販売促進支援事業

(1) 事業の概要

① 目的

ネット通販が日常化している環境を鑑み、県内事業者の事業機会を強化し、県産品の認知向上と消費拡大を図るために、新規ネットショップの開店促進と、既存ショップの売上拡大を図ることを目的とする。

② 事業内容

ネットショップ開設希望者及び既開設者のニーズに即した支援を行う。既開設者に対しては、開設後の集客、継続的な更新、販売促進や事業者間の連携支援を行い、継続的に「売れる」ネットショップづくりを支援する。

③ 根拠法令等

インターネット活用型販売促進支援事業実施要領

④ 開始時期

平成 22 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

平成 22 年、23 年度とも随意契約であった。平成 22 年度は当初から随意契約の予定であったが、競争性を確保するため、平成 23 年度は当初はプロポーザル方式により行う予定であった。しかし、事業の内容が多岐にわたるなどの理由で、応募者がおらず入札が不調に終わったため、平成 22 年度と同じ(一社)長野県情報サービス振興協会に、随意契約にて委託した。

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度委託料 (円)	契約方法
(一社)長野県情報サービス振興協会	平成23年4月1日～平成24年3月31日	平成22年4月1日	15,292,818	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	15,282,118	15,292,818

(注)本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を 100%活用して実施している。

ウ. 活動実績

(事業評価)

事務事業評価の評価は、「b(期待どおり)」であった。

実績として、アドバイザー相談件数(159 件)、訪問回数(397 回)、カウナガノ登録店舗数(1,222 店舗。開設当初は 296 店舗)、カウナガノアクセス数(459,533 件)、セミナー開催数(14 回)及びセミナー参加人数(390 名)を把握していた。

(基金)

ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業である。本事業により 3 名新規雇用した。事業終了後の継続雇用はない。

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 競争性の確保について

プロポーザル方式が不調となっているが業務を分割するなどして、応募しやすいように事業を設計することも検討すべきと考える。

【意見②】 ふるさと雇用再生特別基金事業における雇用の継続性の検証

ふるさと雇用再生特別基金を財源として平成 22 年、23 年度の 2 年間行われたが、平成 24 年度は、一般財源からは予算がつかなかった。現在、ホームページ「カウナガノ」は、県の職員が更新している。

本事業の評価は、事務事業評価で行われており、事務事業評価の評価は、「b(期待どおり)」であった。

このように本事業には一定の効果があつたと評価できるが、基金が活用できなくなる平成 24 年度は、予算査定において、本事業は継続されていない。県においても、雇用状況の調査を実施しているが、基金の趣旨に基づき、ふるさと雇用再生特別基金事業で創出された雇用のどの位の割合が、事業終了後も雇用機会が継続されたかについて分析を行い、今後の事業実施に役立てることも必要と考える。

第7章 商工労働部 ものづくり振興課

1. ものづくり振興課の業務委託の概要

(1) ものづくり振興課の概要

ものづくり振興課には技術開発係と生活産業係があり、所掌業務は下表のとおりである。

係	所掌事務
技術開発係	○技術開発の支援、産学官連携による研究開発の支援、発明の奨励、環境対策と計量行政の推進
生活産業係	○食品・繊維・木工などに関連した生活産業の振興とガスや電気、火薬などの産業保安対策

(2) 委託業務の概要

平成21年度から平成23年度までの委託業務の概要は、下表のとおりである。

(平成21年度 業務委託概要)

契約形態	業務分類	契約件数	支出額(円)
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	1	9,921,047
	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	2	1,295,990
	その他	1	1,829,363
プロポーザル方式	イベント、研修会、講習会、相談業務等	1	8,250,000
合 計		5	21,296,400

(平成22年度 業務委託概要)

契約形態	業務分類	契約件数	支出額(円)
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	1	30,693,232
	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	2	1,212,790
プロポーザル方式	イベント、研修会、講習会、相談業務等	2	13,763,627
合 計		5	45,669,649

(平成23年度 業務委託概要)

契約形態	業務分類	契約件数	支出額(円)
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	1	32,347,245
	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	1	915,540
プロポーザル方式	イベント、研修会、講習会、相談業務等	2	13,502,876
合 計		4	46,765,661

(3) 監査の対象とした委託業務

監査対象とした委託業務は、下記の表の中で網掛けしたものである。

(平成 23 年度)

委託業務名	委託内容	業務区分	契約方法	支出額(円)
中小企業環境対応強化支援事業	1) 巡回指導事業 2) 環境規制対策等のための社内セミナー開催事業	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	13,070,996
産学官連携拠点スタートアップ事業	地域中核産学官連携拠点整備計画を具現化するため、コーディネータープロデューサー等を配置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	32,347,245
高圧ガス関係免状交付事務	高圧ガス製造保安責任者免状等の交付	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	915,540
製造業環境技術育成支援事業	県内製造業における環境技術者の育成を支援するため研修コースを設置	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	431,880

2. 中小企業環境対応強化支援事業

(1) 事業の概要

① 目的

環境規制対応、環境技術開発への意識が高まり、EUを中心に RoHS 指令(注 1) や REACH 規制(注 2)などが設けられるなど、環境対応への取組みが具体的に求められる段階になっている。また、温室効果ガスの削減目標である 1990 年比 25%削減目標に向けた対応のため、中小企業に対するきめ細かな支援の重要性は増している。

そこで、本事業により県の新経済対策の柱である環境分野における、ものづくり現場の具体的な取組みを後押しするため、個々の企業の実情に応じた相談指導の仕組みを構築し中小企業を支援するというものである。

(注 1) RoHS 指令

EU 域内において、基準値を超える水銀や鉛などの化学物質を使用している電気・電子機器の販売を規制する指令

(注 2) REACH 規制

EU 域内で販売されるほぼ全ての化学物質について安全性評価を義務付け、その情報の登録を求める規制

② 事業内容

1)巡回指導事業、2)環境規制対策等のための社内セミナー開催事業の 2 事業を環境コンサルタントに委託し、中小企業等における環境対応について企業を訪問し課題の抽出や解決を支援する。

1)巡回指導事業

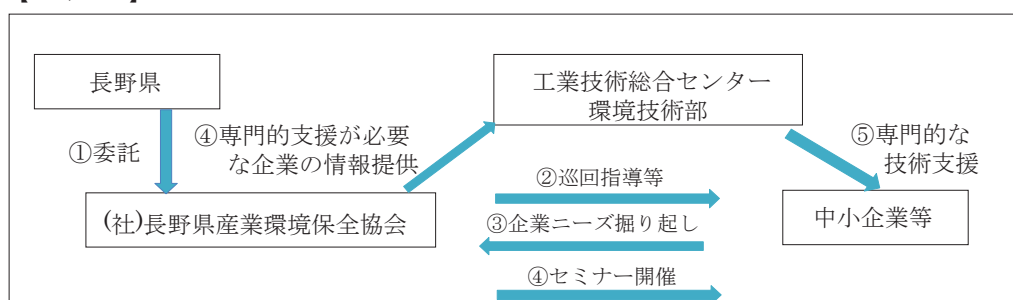
環境対応アドバイザーが企業を巡回し、環境対応レベルの底上げを支援する。

2)環境規制対策等のための社内セミナー開催事業

巡回指導事業により把握する企業のニーズを踏まえ、実践的な社内セミナー等を開催する。

事業スキーム概要

【スキーム】



③ 根拠法令等

中小企業環境対応強化支援事業実施要領

④ 開始時期

平成 21 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
(社) 長野県産 業環境保全協会	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成21年8月7日	13,070,996	プロポーザル 方式

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	8,250,000	12,627,627	13,070,996

(注) 本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を 100%活用して実施している。

ウ. 活動実績

企業訪問の実績・・・302 回

セミナー開催状況・・・41 回(参加者数 593 人)

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 1 者応募について

本事業はプロポーザル方式によって委託先を決定している。公募によるプロポーザル方式を採用した理由としては、企業の環境対応支援には高度な専門知識と経験が求められることと、企業のニーズにマッチした実践的な環境対応のセミナーの企画・開催には幅広い人的ネットワークが欠かせないことから、事業の実施に当たっては、経験豊富な実績ある者を選定したいと考えたためである。

本委託事業についてプロポーザル方式を導入していることは競争性の確保の観点から評価できる。一方、実際には平成 21 年から 23 年までの 3 年間はいずれも応募団体は 1 者のみとなり競争性が確保されたかについては疑問の余地がある。

本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を活用した 3 年間の事業であるが、今後 1 者応募でしかも同じ者との契約となった理由をフォローする必要がある。

【意見②】 プロポーザル方式に関する規程の必要性について

本事業においてプロポーザル方式で委託先を決定することについては、「中小企業環境対応強化支援事業実施要領」第3条第1項において規定している。そして、具体的なプロポーザル方式による公募の方法については、同要領第4条で「中小企業環境対応強化支援事業委託業務プロポーザル募集要項」をホームページに掲載するとともに、「長野県(商工労働部)プレスリリース」によって行うとしている。また、プロポーザル参加者の要件についても、同要領第5条で規定している。

このように、本事業ではプロポーザル方式の実施方法についてはある程度規定しているが、本来であれば県全体でのプロポーザル方式の指針となる規程(ガイドライン)が必要である。この規程では、プロポーザル方式の定義、目的の他、1)実施手順、2)参加資格、3)審査委員会について、4)評価方法 などについて規定することになる。

たとえば、以下で記載する実施スケジュールや審査委員会の構成などは、プロポーザル方式の指針となる規程(ガイドライン)を、県全体で統一的に決めておく必要がある。

【意見③】 公告期間の十分な確保について

本事業における主な事業実施スケジュールは、以下のとおりとなっている。

- プレスリリース……………平成23年2月14日
- 募集要項の公告……………平成23年2月16日
- 参加申込書提出期限…平成23年2月25日
- 業務説明会の開催………平成23年2月28日
- 提案書等の受付……………平成23年2月25日から平成23年3月10日

この実施スケジュールのとおり、プレスリリース及び募集要項の公告から参加申込書提出期限までは、それぞれ12日、10日となっている。これは、長野県財務規則第122条において「予算執行者は、一般競争入札に付するときは、当該入札の期日前10日までに、次の各号に掲げる事項を県報、新聞、掲示等適当な方法により公告しなければならない。」という規定を準用すると特に問題はない。ただし、本来十分な公告期間を設けるためには、1ヶ月程度、最低でも2週間(14日間)は必要であったと思われる。

なお、プロポーザル方式に関する公告期間の規定はないため、【意見②】プロポーザル方式に関する規程を設ける際には、公告期間に関する項目を規定することが必要になる。

【意見④】 審査委員会について

本事業の審査委員会 については、「中小企業環境対応強化支援事業契約候補者審査要領」の1において、1)ものづくり振興課長、2)ものづくり振興課課長補佐兼生

活産業係長、3)ものづくり振興課課長補佐兼技術開発係長、4)その他審査委員長が必要と認める者 となっている。実際には、1)から3)が審査委員を構成している。

また、事業計画には申請者の機密情報が含まれており、外部に漏れると申請者が不利益を被る場合があるため、審査を非公表としている(「中小企業環境対応強化支援事業契約候補者審査要領」の8)。

ここで審査を非公表とすることに問題はないが、審査委員会の構成メンバーが全てものづくり振興課となっている点と、審査委員が3名である点は改善の余地がある。まず、審査の客観性を確保する意味においても、審査委員の構成は所管部署以外も加える必要がある。さらに、審査委員は最低5名程度必要であると思われる。

なお、審査委員の構成、人数についても、【意見②】プロポーザル方式に関する規程を設ける際には、項目を規定することが必要になる。

【意見⑤】 本事業の総括とPDCAサイクル

本事業の目的は、企業の環境対応についての専門知識を有する失業者を環境対応アドバイザーとして雇用し、県内中小企業における環境対応について企業毎の課題の抽出とその解決や、必要に応じて開催する実践的なセミナー開催により環境対応の具体的な取組みを支援することである。

その目的を達成するために、平成21年度から平成23年度までの3年間において本事業を実施しているが、本来であれば毎年度事業実施後に評価を行い、その評価を踏まえ次年度の事業計画に結びつけることが必要となる。つまり、毎年度PDCAサイクルを踏まえステップアップすることが求められる。県としては、PDCAサイクルに基づく検討がなされていなかったことなど、今後3年間の事業を総括した上で、ふるさと雇用再生特別基金の目的でもある地域における継続的な雇用機会の創出ができなかった理由を検討する必要がある。

【意見⑥】 ふるさと雇用再生特別基金との関係

本事業の主体は県であるが、一方ふるさと雇用再生特別基金事業(厚生労働省)でもある。ふるさと雇用再生特別基金事業の目的は「雇用失業情勢の厳しい地域において、地域の実情に応じて、各都道府県及び市町村の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ること」(ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領 第1)となっている。この目的のとおり、本来は事業終了後においても継続的な雇用機会が維持されることが目的であるが、実際には本事業へ雇用した人員(2名)は、事業終了後継続雇用はされていない。【意見⑤】でも述べたが、継続雇用に結びつかなかった理由については十分総括する必要がある。